

○紀南地方老人福祉施設組合職員の給与等に関する条例

〔平成19年2月20日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成19年5月31日条例第4号 平成20年8月26日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の給与及びその支給方法は、この条例に定めるもののほか、白浜町の職員の例による。ただし、採用後2年に満たない職員については、この限りでない。

(経験年数を有する者の給料月額)

第3条 新たに職員になった者のうち、経験年数を有する者の給料月額は、白浜町職員の例による。ただし、次に掲げる額を超える額の号級とすることはできない。

職種	号級
看護職員	1級48号
栄養士	1級41号
介護支援専門員	1級41号
介護職員	1級32号
調理員	1級32号
事務員	1級32号

(特殊勤務手当等)

第4条 職員に特殊勤務手当及び宿直手当の額並びに支給方法は、別に規則で定める。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成19年2月20日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行にあたり、この条例の施行の日前に職務の級を異にして異動した職員等については、その者がこの条例による職務の級を異にする異動をしたものとした場合等との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成19年5月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月26日条例第1号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。